

## 2019年度日本ジオパーク再認定審査方針及び審査手順

日本ジオパーク委員会

### 1. 再認定審査の考え方

日本ジオパーク委員会は、国際地質科学ジオパーク計画（International Geoscience and Geoparks Programme: IGGP）の定款とガイドライン<sup>1</sup>に示されている考え方に沿って、日本ジオパークネットワークのメンバーにふさわしい地域を認定しています。

日本ジオパークの再認定審査においては、地質遺産の保全、活用の仕組みと取り組み、前回審査時からのジオパーク活動の進展などについて審査を行います。日本ジオパーク委員会では、2014年度以降の日本ジオパーク認定審査において、「ジオパークを目指す地域は、持続可能な地域社会の実現のために、ジオパークとして、その地域にあったやり方で住民、行政、研究者などの関係者が、ともに考え続けているか。また、そのために、これまでのやり方を変える覚悟があるか」ということを最も基本的な判断基準として審査を行っています。この考え方を踏まえた上で、前回審査時に指摘された問題点に対応できているか、そしてそれのみに止まらず、地域が考え続けた結果としてジオパークの活動が質・量ともに充実しているかを審査します。そして持続可能な形で運営されてきたか、また活動にともなって明らかになっている問題点についてどのように対処し解決に向けて具体的な努力をしているかについても審査します。

再認定審査は、日本ジオパーク委員会が各日本ジオパークの再認定について判断するために行うものですが、日本ジオパーク委員会では、この審査を、審査員と地域とがより良いジオパークの実践について共に考える場としても位置付けています。審査員と地域とで現地審査前から十分にコミュニケーションをはかり、審査をうける日本ジオパークでは問題点を隠すことなく活動実績を示し、審査員と地域とで、話し合うべきこと、検証すべきこと、審査に参加すべき人などを協議、確認したうえで再審査に臨んでください。

### 2. 対象地域

- ・2015年度に新規認定および再認定を受けた日本ジオパーク  
恐竜溪谷ふくい勝山、磐梯山、白山手取川、秩父、男鹿半島・大潟、三島村・鬼界カルデラ、栗駒山麓
- ・2017度に条件付き再認定となった日本ジオパーク  
佐渡、三陸

### 3. 審査の方法と注意点

- ・現地審査は、原則的に、日本ジオパーク委員会調査運営部会員と日本ジオパーク委員会により委嘱された者で構成する2名が行います。ただし、前回の審査で条件付き再認定となった日本ジオパークについては、日本ジオパーク委員会調査運営部会員と日本ジオパーク委員会により委嘱された者で構成する3名が行います。
- ・現地審査員は、2人ないし3人で協力し、現地との連絡調整や現地審査報告書作成を行います。
- ・現地審査は限られた日数で行われるため、現地審査員は、現況報告のほか、活動報告、過去の審査報告書やそれに関わった現地審査員との議論、関連する研究成果などに基づき、審査項目を検討します。
- ・現地審査は、関係者からのヒアリングや面談、検証が必要なジオサイトや関連施設などの視察を中心にを行います。
- ・各ジオパークは、現地審査員に対して、優れた活動実績を紹介するだけでなく、地域で問題となっている事項等についても、資料を準備し説明を行うようにしてください。
- ・説明、面談には十分な時間をかけ、分刻みのスケジュールは避けてください。
- ・現地審査を担当した日本ジオパーク委員会調査運営部会員は、現地審査の結果を日本ジオパーク委員会調査運営部会に報告します。その報告を受け、日本ジオパーク委員会調査運営部会は再認

定の可否を審議します。

- 日本ジオパーク委員会調査運営部会部会長は、同部会による審議結果を日本ジオパーク委員会に報告します。
- 日本ジオパーク委員会は、その報告を受け再認定の可否を決定します。
- 日本ジオパーク委員会が、早急に解決を要する重要な問題点があると判断した場合には、2年後に審査を行う「条件付き再認定」とします。「条件付き再認定」となったジオパークは、審査結果判明後直ちに、2年間での問題点解決のための計画を立て、その解決を図ってください。
- 条件付き再認定となったジオパークにおける審査は、前回審査時に指摘された問題点の改善状況の確認に重点を置きつつ、他地域同様の方法で行います。
- 条件付き再認定後に行われる審査の結果、日本ジオパーク委員会が再認定を否と判断した場合には、当該地域が有する日本ジオパークの資格が取り消されます。

#### 4. 提出書類

各ジオパーク事務局は、現況報告書、自己評価表、添付資料の印刷版 2 部を下記事務局に郵送するとともに、電子版をオンラインストレージ等で下記アドレスに 9月12日(木)17時までに送付してください。

なお、現況報告書、自己評価表は指定の様式を使用してください。

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-5-1 トライエム大手町ビル 7 階  
日本ジオパークネットワーク事務局  
Tel.03-3219-2990  
e-mail: jgn\_office@geopark.jp

※本事業は、2019年度日本／ユネスコパートナーシップ事業として実施されます。

---

<sup>i</sup> [https://jgc.geopark.jp/files/20160121\\_01.pdf](https://jgc.geopark.jp/files/20160121_01.pdf)